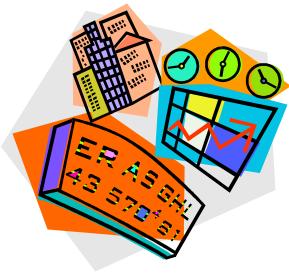


第 11 回 金融商品会計とは何か

(デリバティブの会計)



会計と経営のブラッシュアップ
平成 24 年 12 月 10 日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論 I II 佐藤信彦著 H23 年 4 月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第 9 版 伊藤邦雄著 H24.3 日本経済新聞社発行)

I 金融商品会計

何故時価会計か？

より正確な会計（会計環境の変化に応じて）

B/S の重要項目の変化、P/L の主要損益の変化

企業経営にとってマネジメントすべき重要なリスク

公正価値開示（利害関係者等の利用のために）

会計の役割？

1. 時価評価の会計の背景

(1) 企業の経済環境の変化

金融取引の国際化・自由化 (1985 年 プラザ合意)



証券・金融市场のグローバル化 (実物経済→マネー経済)

情報化処理技術の発達



デリバティブ（金融派生商品）の拡大

世界の GDP 約 60 兆ドル、デリバティブの想定元本約 600 兆ドル

実物取引の 50 倍ものマネー取引



企業活動の国境を越えたグローバル化

資金調達の世界規模での拡大



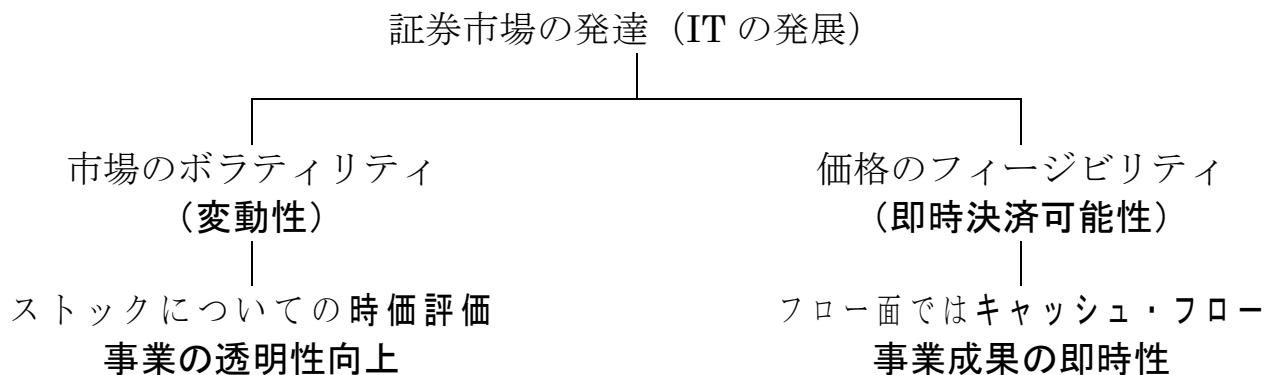
経済のグローバリゼーションとその加速

新たな金融取引がその「質」において多様化し、「量」において拡大し、

そのためリスクに晒される環境状況（リスク・エクスポージャー）が企業経

営にとってマネジメントすべき重要なリスクとなつた。

そのため**金融財**の実態を、これまでの会計の対象だった**実物財**と同じ会計処理でとらえるのは不適切となった。



経済の質の変化と資産評価の変化の比較

(旧) 実物経済	(新) マネー経済
<ul style="list-style-type: none"> ・経済の基本は製造業 ・実物財(プロダクト)経済 ・営利性原則 ・利益獲得過程 ・回顧的観点の収支適合 ・物財指向 ・総額主義 ・確定数値に重点「実数値」 ・実数値の等価交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済は金融商品が主役 ・金融財(ファイナンス)経済 ・キャッシュフローが評価尺度 ・市場の変動性への対処 ・未来的観点の収支適合 ・金融財指向 ・純額主義 ・予測数値に重点「期待値」 ・期待値の等価交換
<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価主義（過去の証拠の正しさ） ・引渡基準 ・決済基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・時価主義（将来の現金見込の正しさ） ・契約基準

金融財（資産）は**契約**から生じるため、誰が保有しても基本的には同じ**キャッシュ・フロー**が生じることとなる。この点が、棚卸資産や有形固定資産などのいわゆる**実物財**（資産）と大きく異なる特徴であり、この特徴が金融商品の認識、認識の中止、測定などの会計処理に影響を与えることとなった。

2. 金融商品とは

(1) 金融商品とは

2企業間で締結される契約で、

- ①一方の企業に**金融資産**を生じさせ、他の企業に**金融負債**を生じさせる契約（売掛金、買掛金、貸付金、借入金等）
- ②一方の企業に**持分の請求権**を生じさせ、他の企業にこれに対する**義務**を生じさせる契約（株式等）

金融資産とは

現金預金、売掛金、貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公債等の有価証券、並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブにより生じる**正味の債権（評価益）**

金融負債とは

支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金融債務、並びにデリバティブ取引により生じる**正味の債務（評価損）**

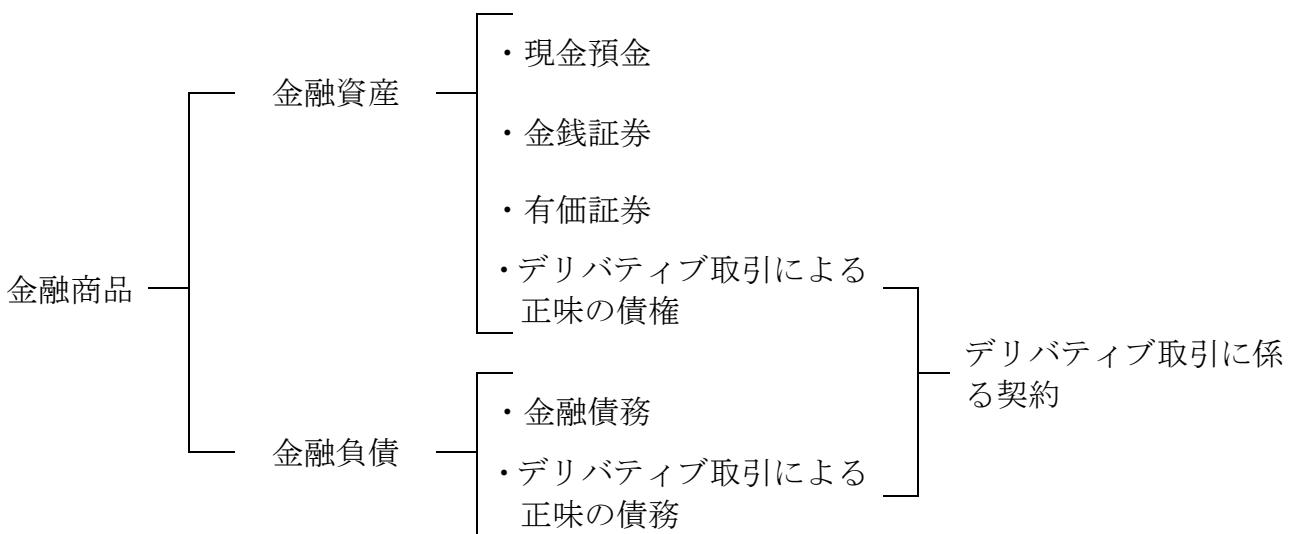
③ デリバティブ取引に係る契約

デリバティブ取引の価値は、「当該契約を構成する**権利と義務の価値の純額**に求められることから、デリバティブ取引により生じる正味の債権は金融資産となり、正味の債務は金融負債となる」

プラス（評価益） ----- デリバティブ取引契約を構成する権利 > デリバティブ取引契約を構成する義務 → 金融資産

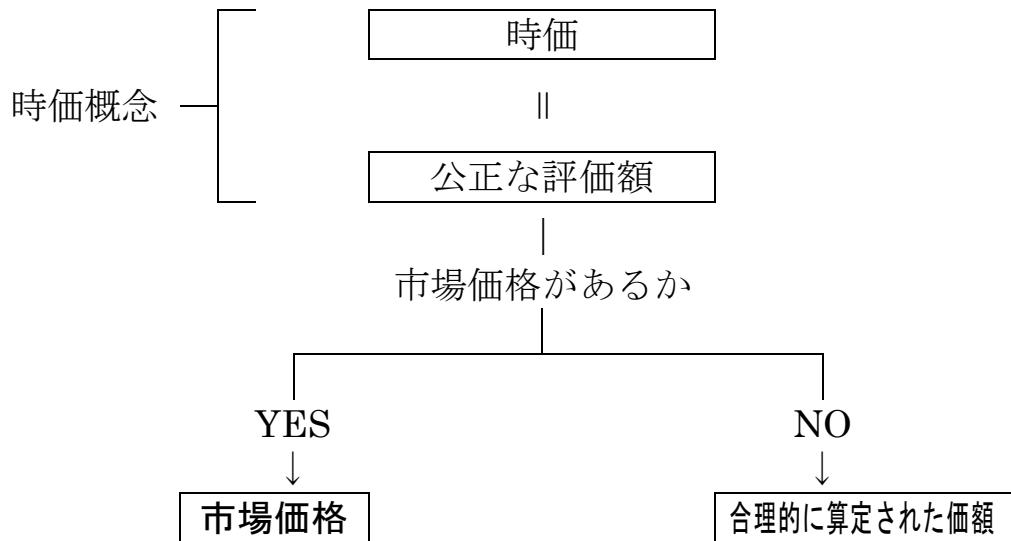
マイナス（評価損） ----- // < // → 金融負債

ファイナンス・タイプ（金融財）とコモディティ（現物財）・タイプの金融商品がある。



(2) 金融資産の評価

金融資産は、基本的に時価、すなわち公正な評価額により評価



(3) 金融危機

今回の金融危機は、グローバル経済に大きな影響を与えるとともに、企業会計システムにも重大なインパクトを与えた。

企業会計システムの前提となっていた市場が機能不全に陥り、公正価値をベースにした金融商品の評価が困難となった。

- ①IFRS の一部の適用除外を求める国が頻発するとともに、
- ②公正価値の適用の困難な場合、③損失の認識の遅れ、④オフバランス資産の存在、⑤金融商品に関する基準の複雑性などの問題が生じた。

そのため合理的に算定された価額も採用された。

3. 金融資産および金融負債の発生の認識

発生の認識とは、契約上の権利と義務の約定日（契約日）における認識であり、B/Sに計上することをいう。（認識 — 帳簿に計上すること）

(1) 処理的要件

- ①貨幣的計量可能性
- ②権利義務の確定性
- ③検討可能性(客観的証拠)

(2) 金融資産および金融負債の発生の認識

（受渡、決済ベースから契約、約定ベースへ）

形態分類	具体的対象	発生の認識
(1) 金銭の取引	現金・預金	現預金の受取時
(2) 金銭の貸借取引	貸付金 借入金	資金の貸借日
(3) 商品の売買等に係る金銭債権債務	売掛債権 買掛債務	商品の引渡又は役務提供の完了
(4) 金融資産または金融負債自体を対象とする取引	有価証券 デリバティブ	契約の締結時

(注1)有価証券の売買について契約が成立すると、その約定日以降の時価の変動に伴う価格変動リスクは、譲受人が負担することとなる。仮に譲受人が売買締結後に倒産（信用リスク）した場合にも、その取引の決済は買注文を出した証券会社側になり、譲渡人は契約時に時価の変動リスクを相手方に移転し、受渡に伴うリスクは当事者に及ばないことから、約定基準の適用が正当化される。従って記帳（認識）金額は受渡日の価格ではなく、契約日の取引価格となる。

(注2)デリバティブの場合も、当該契約の締結に伴い「権利の行使」や「義務の履行」が行える状況となるので契約の締結時にその発生を認識することとなる。

(注3)従来の会計処理では、有価証券については受渡基準、デリバティブは決済基準での認識が一般的であった。そのため決済時点までの取引がオフバランス化され、決済時点に至って初めて多額の損失（認識）を計上するという不透明な会計処理が行われてきた。

4. 金融資産の消滅の認識

(1) 消滅事象

消滅の認識とは、金融資産のB/Sでの認識を取り止めるることをいう。

- ①権利行使(貸付金の回収)
- ②権利喪失(有価証券の譲渡、オプションの期限切れ)
- ③支配移転

(支配の移転の3要件)

支配が他に移転するには次の3要件がすべて充たされた場合とされている。

- ①譲受資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人その他の債権者から法的に保全されていること
- ②譲受人が譲受資産の契約上の権利を通常の方法で享受できること
- ③譲渡人が譲渡資産の買戻し権及び義務を実質的に有していないこと
- ④はさまざまな支配権(部分債権)からなる権利の一部が他に移転することもある。例えばリコース権、遡及権や買戻特約が付されていることがあり、また「債権の回収サービス業務」が譲渡人サイドに残されている等の条件付きのものがある。

このような条件付きの金融資産が譲渡された場合の消滅認識が問題となる。この問題については二つのアプローチがある。

①リスク・経済価値アプローチ

一体としての金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが第三者に移転した場合に、当該金融資産の消滅を一体として認識する考え方である。(国際会計基準)

②財務構成要素アプローチ

金融資産を構成する財務的要素に対する支配権が第三者に移転した場合に、当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する考え方である。(日本、米国の会計基準)

財務構成要素とは、将来のキャッシュ・フローの流入、回収サービス権、信用リスクなどを指す。例えば社債の元本部分のみを譲渡し、同時にその償還リスクを譲受人に対して保証する場合、①元本部分、②利息部分、③信用リスクが、それぞれ財務構成要素となる。

そして、①元本部分の消滅を認識する一方で、②利息部分の認識は継続し、③新たな負債として償還リスクを計上することとなる。

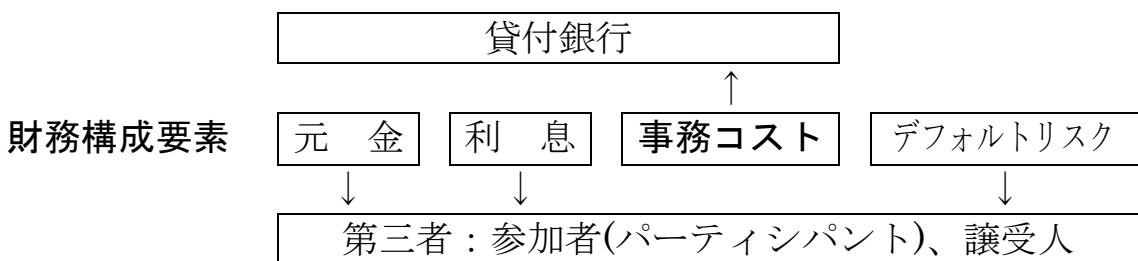
これは、証券・金融市場の発達により金融資産の流動化・証券化が進展し、たとえば譲渡人が自己の金融資産を譲渡後も、回収サービス業務を引き受ける等、金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなってきたためである。

(2) ローン・パーティシペーションの財務構成要素（債権の消滅の経過措置）

ローン・パーティシペーションとは、貸付銀行が貸付契約を締結し、その貸付債権（原債権）から回収する元利金を受取る権利を、第三者（パーティシパント、参加者）に一括または分割で売却する契約である。

これは、**譲受人の権利の法的保全**がされていないため支配の移転の要件（貸付契約の第3者への移転、金融資産の消滅の認識要件）を満たさないが、会計基準制定前から行われており、当分の間認められている。

この契約では、①貸付銀行は第三者に対して支払保証や買戻義務を負担しないが、②債権の回収と担保保管等の事務の執行を負担する。



上記において（ケース1）

A（譲渡人）がB（譲受人）に、保有する貸付金を譲渡し、譲渡した貸付金の貸倒リスクを、AがBに対して保証するケース

（ケース2）

左記の場合で、第三者CがB（譲受人）に対して貸倒リスクを保証するケース

（リスク・経済価値アプローチ、実質的に判断）

（②の理由により全体的に貸出金のリスクをBに移転していないとする）

A: ①貸付金の認識は継続

A: ⑪同左

（Bからの入金は借入金となる）

②利息部分の認識は継続

⑫同左

③貸倒リスクの認識は継続

⑬同左

C: ⑭保証リスクの認識

（又は、逆にすべてオフバランスする場合、②の解釈を移転とする）

（財務構成要素アプローチ、区分的に判断）

認識の中止の要件を満たした場合、ローンパーティシペーション

A: ①貸付金の認識の中止

A: ⑪同左

②利息部分の認識は継続

⑫同左

③貸倒リスクの認識の中止

⑬同左

④保証リスクの新規認識

⑭同左

C: ⑭同左

（⑭が重複する）

（又は、貸付金がオフバランスできない場合もある）

(仕訳例)…前頁のケースとは逆の場合

A銀行は1,000万円の貸付債権をB社に1,080万円で売却する。(年度末500万円の2回返済、年利率4%、回収業務は年20万円でA銀行が行う)

<リスク・経済価値アプローチの場合>

(すべてをオフバランス、逆にすべてをオンバランスの場合もある)

① A銀行売却時 万円

現金	1,080	/ 貸付債権 (オフバランス)	1,000
		/ 債権売却益	80

② A銀行元利金回収(第1年次)と支払

現金	540	/ 未払金	540
未払金	540	/ 現金	520
		/ 受取手数料	20

<財務構成要素アプローチの場合>

(貸付債権がオフバランスできない場合、融資取引)

① A銀行売却時

現金	1,080	/ 借入金 (オンバランス)	1,000
		/ 貸付債権留保額	80 (未払金)

② A銀行元利金回収(第1年次)

現金	540	/ 貸付債権	500
		/ 受取利息	40
借入金	500	/ 現金	520
貸付債権留保額	40	/ 受取手数料	20

従来は「リスク・経済価値アプローチ」により、一括して債権のオフバランス処理が行われてきた。そのため、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されなかった。(譲受入の会計処理)そこで「財務構成要素アプローチ」により、財務構成要素に分解して、譲渡人の貸借対照表上にオンバランス化する必要が生じてきた。

支配が他に移転するための3要件

- ①倒産隔離—金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていること。
- ②利益享受—金融資産の再譲渡に制約されることがないこと
- ③実質的に買戻特約がないこと—買戻特約があることは、実質的には売買ではなく、貸借取引となる。

5. 金融負債の消滅の認識

金融負債の消滅の認識とは、金融負債のB/Sでの認識を取り止めることである。

(1) 金融負債消滅の3事象

- ①契約上の義務を履行したとき(債務の弁済)
(買掛金の支払、借入金の償還など)
- ②契約上の義務が消滅したとき(債務の免除)
(オプションの行使期間の終了など)
- ③契約上の第一次債務者の地位から免責されたとき

(2) デッド・アサンプションの仕組（債務の消滅の経過措置）

デッド・アサンプションとは、内国法人が外債を発行し、その元利支払について海外の銀行に一定の金銭を預託することにより、元利金の支払を履行してもらう取引のことである。

このような海外の銀行とのデッド・アサンプション契約は、外債発行企業にとって、実質的な社債の繰上償還を行ったのと同じ効果を伴う。

デッド・アサンプションは、契約上の義務が消滅せず、また、第一次債務者の地位から法的に免除されないため金融負債の消滅の認識の要件を充たさないが、会計基準設定前から広く利用されてきた実務を配慮して、当分の間、取消不能の信託契約等により、社債の元利金の支払に充てることのみを目的として、当該元利金の金額が保全される資産を預入れた場合等、社債の発行者に対し遡及請求が極めて低い場合に限り、当該社債の消滅を認識することを認められている。

現先取引

一定期間後に買い戻す（売り戻す）という約束で債券を売り払う（買戻す）取引である。要するに買戻す（売り戻す）までの期間、資金を借りる（貸す）のと同じことである。譲渡人が買戻権を実質的に持っているケースに該当するので、売買取引ではなく、金融取引として処理しなければならない。

（仕訳例）

- ① 債券の買入時（買入者の売戻しと同時に、譲渡人の買戻しが契約）
万円

短期貸付金	1,000	現金	1,000
-------	-------	----	-------

- ② 決算時における未経過利息に計上と貸倒引当金の計上

未経過利息	40	受取利息	40
貸倒引当金繰入	20	貸倒引当金	20

- ③ 債券の売り戻し時（買入者の契約の実行、譲渡人の買戻し実行）

現金	1,060	短期貸付金	1,000
		未経過利息	40
		受取利息	20
貸倒引当金	20	貸倒引当金戻入	20

（現先取引）

一定期間後に一定の価格で同一の銘柄を売り戻す（又は買い戻す）ことをあらかじめ約定した債券売買取引。

契約上は債券の売買の形をとる。

実質的には、支配は移転しておらず、債券を担保とした短期の資金取引である。

すなわち、売戻し条件付きの債券買入れ（買い現先）は余裕資金の運用である。

(3) 買戻条件付債権譲渡の会計処理

(貸付金 1,000 万円の譲渡)

	万円
① 譲渡代金	1,000
② デフォルトによる買戻義務	<u>△60</u> (貸倒リスクの評価)
③ 正味譲渡対価の額	<u>940</u>
④ 回収業務の対価	10 (回収業務費の見積)

(譲渡原価の算定)

	対価按分率	譲渡原価 (DX 比率)	
		万円	%
貸付債権の正味譲渡対価 (③の額)	940	99(B/A)	990
〃 回収業務の対価 (④の額)	10	1(C/A)	10
	<u>950</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>

(仕訳例)

	万円		
現金	1,000	/ 貸付債権	990 ----- 消滅債権の時価
譲渡損	50	/ 買戻義務	60
回収対価資産	10	/ 貸付債権	10 ----- 残存債権の時価

6. 金融商品の時価評価

(1) 金融財への評価基準の適用の背景

(実物経済)	1970年代以前	—	プロダクト生産を中心とする実物経済中心の時代。
	1970年代以後	— (1)	為替を中心とした金融財の取引高に占める割合が増加し財貨の輸出入の決済手段としての地位。投資の対象となった。(トレーディングの補助)
(マネー経済)		(2)	それ自体が投機取引の対象となった。 併せてコンピューターの発達により、価格変動(ボラティリティ)の瞬時を捉えて取引される。

金融資産は、基本的に時価、すなわち「公正な評価額」により評価するが、その保有目的に応じて、取得価額や償却原価などが用いられる。

(2) 有形財への時価基準の適用の問題点

①棚卸資産、固定資産

持続的資金投下の後の回収、再生産に必要な資産(下方的評価)
従来の取得原価基準の枠内での評価減の適用が解りやすい。

②金融資産

自由選択資金として即時決済による採算計算に適した資産(上、下方的評価)

金融財と有形財とでは資産特性、市場特性、経済セクター特性の違いが歴然としており、同一の時価ルールは問題である

③金融資産の特性

- ・時価の客觀性とその把握の容易性
- ・時価による流動化可能性

(3) 金融資産の時価評価の有用性と対象資産

①時価の測定の問題

金融資産は、いつでも「時価による自由な換金・決済の可能性」(価格のフィージビリティ)があるという特性を前提として考えるとき、時価情報をオンバランス化することは、「当然」と受けとめられるようになっていく。

②時価評価対象資産の限定

時価評価対象から外されるもの

(実質的に価格変動リスクにさらされないもの)

- ・現預金、受取手形、売掛金、貸付金等
- ・支払手形、買掛金、借入金等

(保有目的から見て売却しないもの)

- ・満期保有目的債券
- ・子会社・関連会社株式等

区分	具体的項目	備考
価格変動リスクのある金融資産	デリバティブ 株式等の有価証券	金融資産
価格変動リスクに中立、非売却目的	売掛債権、貸付金等 関連会社株式等	〃
費用性資産	棚卸資産、固定資産等	非金融資産

評価基準と評価差額

区分	評価基準	評価差額
売買目的有価証券	時価	損益に計上
満期保有目的債券	原価、償却原価	— 損益に計上
関係会社株式	原価	—
その他の有価証券	時価	純資産の部に直接計上
特定金銭信託等	時価	損益に計上
デリバティブ	時価	損益に計上

(4) 金融負債の貸借対照表価額

①社債発行差金

従来の繰延資産の範囲から除かれ、社債発行差金という用語を使用せず、社債を額面金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合は、償却原価に基づいて算定して社債金額とすることとされた。

7. 有価証券の会計

(1) 区 分

区分	評価基準	評価損益の処理
売買目的有価証券	時価	当期損益
満期保有〃	取得原価、償却原価	
関係会社株式	取得原価	
その他の有価証券	時価	<ul style="list-style-type: none"> ・純資産の部にすべて計上(全部繰入法)、又は ・評価益は純資産の部に計上し、評価損はP/Lに当期の損失として処理(部分繰入法)

(2) 売買目的有価証券

対価の変動により利益を得ることを目的として保有している有価証券をいう。

B/S 計上 ----- 時価

P/L 計上 ----- 評価損益は当期の損益とする

	2010年4月1日 (取得原価)	2011年3月31日 (期末時価)	2012年3月31日 (期末時価)
A 株式	1,500	2,000	1,800
B 株式	1,000	1,600	1,700
計	2,500	3,600	3,500

2010.4.1	売買目的有価証券	2,500	／	現預金	2,500
2011.3.31	売買目的有価証券	1,100	／	有価証券運用益	1,100
2012.3.31	有価証券運用損	100	／	売買目的有価証券	100

(3) 満期保有目的の債券

満期まで所有する目的で保有する社債などをいう。

その目的は、満期までの利息や元本の受取りであり、その間の価格変動リスクを考慮する必要がないため、**取得原価**で評価される。

ただし、債券の券面額と異なる価額で取得した場合、その差額が金利調整によるときは、**償却原価法**で評価する。

償却計算の方法は利息法と定額法がある。

取得日等 2010.4.1 社債額面 10,000 を 9,500 で取得

満期日等 2015.3.31 満期、利率は 6%で利払日は 9月末と 3月末

2010.4.1	満期保有目的債券	9,500	/	現預金		9,500
2010.9.30	現預金	300	/	有価証券利息		300
2011.3.31	現預金	300	/	有価証券利息		300
	満期保有目的債券	100	/	有価証券利息		100
2015.3.31	現預金	300	/	有価証券利息		300
	満期保有目的債券	100	/	有価証券利息		100
	現預金	10,000	/	満期保有目的債券		10,000

(4) 子会社株式等

子会社株式および関連会社株式は、**取得原価**で評価する。

これらは財務活動というよりは、設備投資などの事業投資と同様と考えられるからである。

(5) その他有価証券

上記以外の有価証券であり、**持合株式**などが含まれる。

評価損益の処理には 2 つの方法があり、いずれの方法も、**評価差額は洗替方式**による。

全部純資産直入法(評価差額を純資産の部に計上する)

部分純資産直入法(評価益は純資産の部に、評価損は当期損失として処理する)

	2010年4月1日 (取得原価)	2011年3月31日 (期末時価)	2012年3月31日 (期末時価)
A 株式	1,500	2,000	1,800
B 株式	1,000	1,600	1,700
計	2,500	3,600	3,500

(全部純資産直入法)

2010.4.1	その他有価証券	2,500	/	現預金	2,500
2011.3.31	その他有価証券	1,100	/	その他有価証券評価差額金	1,100
2011.4.1	その他有価証券評価差額金	1,100	/	その他有価証券	1,100
2012.3.31	その他有価証券	1,000	/	その他有価証券評価差額金	1,000
2012.4.1	その他有価証券評価差額金	1,000	/	その他有価証券	1,000

(6) 強制評価減

- ①有価証券の評価に関しては、その時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除いて、時価評価を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。
- ②売買目的有価証券およびその他有価証券でも、市場価格がなく、客観的な時価が把握できないものについては、取得原価で評価される。

(7) 運用目的の金銭信託

等外信託財産を構成する金融資産および金融負債について時価評価を行い、評価差額が出た時は、当期の損益とする、
—特定金銭信託、指定金外信託等

金融商品に関する会計基準

重要定義のチェック

(1) 設 定(平成 11 年 1 月 22 日 最終改正 平成 20 年 3 月 10 日 ASBJ)

金融商品に関する会計処理を定めることを目的とし、すべての会社における金融商品の会計処理に適用する。

(2) 金融資産

現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の**金銭債権**、株式その他の出資証券及び公社債等の**有価証券**並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引(以下、「**デリバティブ取引**」という。)により生じる**正味の債権等**をいう。

(3) 金融負債

支払手形、買掛金、借入金及び社債等の**金銭債務**並びにデリバティブ取引により生じる**正味の債務等**をいう。

(4) 償却原価法

金融資産又は金融負債を**債権額**又は**債務額**と異なる**金額**で計上した場合において、当該差額に相当する金額を**弁済期**又は**償還期**に至るまで毎期一定の方法で**取得価額**に加減する方法をいう。

(5) ヘッジ取引

ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を相殺するか、ヘッジ対象の資産又は負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避することにより、ヘッジ対象である資産又は負債の**価格変動**、**金利変動**及び**為替変動**といった**相場変動等**による**損失の可能性**を減殺することを目的として、**デリバティブ取引**をヘッジ手段として用いる取引をいう。

(6) ヘッジ会計

ヘッジ取引のうち**一定の要件**を充たすものについて、ヘッジ対象に係る**損益**とヘッジ手段に係る**損益**を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための**特殊な会計処理**をいう。

(7) 予定取引

未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが取引予定期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。

(8) リスク・経済価値アプローチ

金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法をいう。

(9) 財務構成要素アプローチ

金融資産を構成する財務的要素(以下、「財務構成要素」という。)に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法をいう。

(10) 金融商品

金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品という。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
 (同書を読んで検討して下さい)

問題1 (208)

金融資産及び金融負債に関する次の各間に答えなさい。

- 問1 金融資産及び金融負債の範囲について述べ、あわせてこれらの発生をいつ認識しなければならないのかについて述べなさい。
- 問2 金融資産の譲渡に係る消滅の認識方法としてのリスク・経済価値アプローチと財務構成要素アプローチについて説明しなさい。
- 問3 リスク・経済価値アプローチを採用した場合に生じる問題点について述べなさい。
- 問4 金融資産の価値の下落を財務諸表に反映する会計処理に関する次の各間に答えなさい。
- (1) 金融資産の価値の下落を財務諸表に反映する会計処理には、適用される状況の違いにより①直接控除と②間接控除という2つの方法がある。それぞれの方法について説明しなさい。
 - (2) (1)の2つの会計処理と損失の戻入れとの関係について説明しなさい。

3. リスク・経済アプローチによると当該債権の消滅を認識できない場合があり（融資取引となる）、財務構成要素に分解して、支配の認識を行うことが取引の実質的な経済効果をB/Sに反映できる場合がある。
4. (1)直接控除は、その回収がほとんど期待できない場合、債権の直接控除で戻入なし。
 (2)間接控除は、現時点での価値の下落はあるが、回収可能性がある程度ある場合、引当金計上で損失の戻入れの可能性あり。

問題 2 (214)

有価証券の評価に関する次の各間に答えなさい。

- 問 1 企業会計の認識・測定対象を経営者が受託した資金の投下・回収過程とする立場から、期末においても売買目的有価証券を取得原価で評価すべきであるとする論拠を述べなさい。
- 問 2 問 1 の論拠に対する批判的見解を述べなさい。
- 問 3 その他有価証券のうち長期運用目的の有価証券は、当面売却を予定しない有価証券であるからこそ固定資産として分類されるのであり、その評価損益は当期の業績利益の計算要素とはならないことから、これを原価評価すべきであるとする見解がある。この見解の問題点を指摘しなさい。
- 問 4 その他有価証券のうち長期運用目的の有価証券の期末の時価は、将来の売却時に獲得されるキャッシュ・フローの見積値とはいえないことから、これを原価評価すべきであるとする見解がある。この見解に対する批判的見解を述べなさい。

1. 資金の投下過程にある資産（棚卸～有証）には、原価等のみが着目され、価値の形成は無視すべきである。
2. 売買目的有証の特徴は、所有期間の終始、投資の継続か変更かを選択する状況にある。従って評価が必要である。
3. 投資有証の保有は、事業用固定資産と異なり、使用収益目的ではなく投資的な視点が必要である。
4. 投資の損益を把握し、投資の継続の適否を判定することは経営の指標の一種である。また時価との差異を常時把握すべきである。

II デリバティブの会計

1. デリバティブの会計とは? 時代に応じたより正確な会計（会計環境の変化）
金融商品の価格(又は金利)を媒介とした等価交換の手法

2. デリバティブ取引とは (Derivatives)

金融商品とは、2企業間で締結される契約であり、一方の企業に金融資産を生じさせ、他方の企業に金融負債を生じさせる契約等であり、次のものの総称である。

- ①金融資産 ②金融負債 ③デリバティブ取引に係る契約

デリバティブ (derivatives、金融派生商品) とは、株式、債券、金利、通貨、商品などの基礎商品 (underlyings、原資産) から派生した金融商品で、株式等の価格や指数に基づいて、相対的に契約価格が決まるような債権、債務をいい、大きく先物取引 (futures) ・先渡取引 (forwards) ・オプション取引 (options) ・スワップ取引 (swaps) に分けられる。

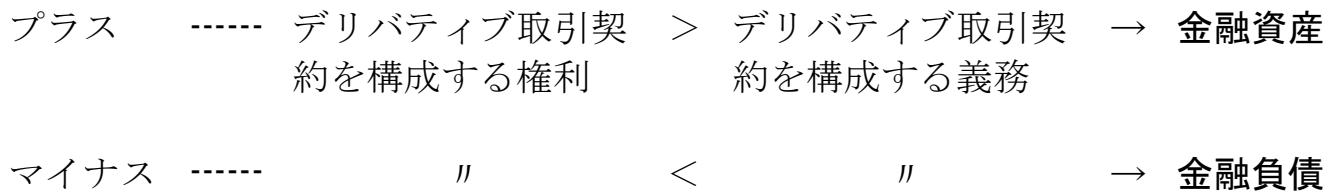
原資産	先物取引	先渡取引	オプション取引	スワップ取引
株式	株価指数		株価指数オプション	
債券	債券先物		債券先物オプション	
金利	金利先物		金利先物オプション	金利スワップ※
通貨	通貨先物	為替予約※	通貨オプション※	通貨スワップ※
商品	商品先物		商品先物オプション※	

※店頭(相対)取引 (OTC:over-the-counter)

デリバティブ取引は、価格変動によって利益を得ることを目的とする投機目的 (speculation) と、価格変動のリスク減殺を目的とするヘッジ目的 (hedge) に大別される。

- ①金融資産の契約上の権利または金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産または金融負債の発生を認識しなければならない。 (約定日基準)
- ②デリバティブ取引による正味の債権および負債は、時価（公正価格）をもってB/S価額とし、時価差額は、原則として当期の損益として処理する。 (時価評価 — 損益処理、純額処理)
- ③特殊な会計（ヘッジ会計）は、ヘッジ対象に指定された項目で、適格要件を充たすものについてのみ適用。 (投機目的とヘッジ目的の区別)

デリバティブ取引の価値は、当該契約を構成する権利と義務の価値の純額に求められることから、デリバティブ取引により生じる正味の債権は金融資産となり、正味の債務は金融負債となる。



- ①デリバティブ取引によって生じる（正味の）債権・債務は、原則として、時価評価—損益処理される。
- ②先物取引に係る会計処理は、時価評価—損益処理を要請する値洗基準である。
- ③先渡取引（為替予約）に係る会計処理は、原則処理（独立処理）と例外処理（振当処理）がある。前者は、為替予約が付されている場合であっても、外貨取引と為替取引が別個独立に処理される。後者は、ヘッジ会計の適用形態であり、先物為替相場を用いて外貨取引および金銭債権債務等が評価される。
- ④オプション取引には、コールの購入、コールの売却、プットの購入およびプットの売却の4つのケースがあり、原則として、時価評価—損益処理される。
- ⑤ヘッジ会計には、繰延ヘッジと時価ヘッジがある。前者は時価評価—純資産処理することによって、後者は時価評価—損益処理することによってヘッジ対象とヘッジ手段の損益の認識時点を対応させようとするものである。
- ⑥ヘッジ会計は特殊な会計処理であり、ヘッジ対象またはヘッジ手段に通常は認められていない会計処理を要請することになるので、文書化、リスク管理、有効性など厳しい要件が定められている。
- ⑦デリバティブ取引はリスクが高いので、他の金融商品と同様に、取引の状況に関する定性的情報、取引の時価等に関する定量的な情報など多くの開示が要求されている。

デリバティブの評価のコア・コンセプトは即時決済性であり、即時に決済することによって得た資金を他の金融財への投資に即座に振り向けることが出来ることである。

そして即時決済性は取引の当事者がそれぞれ独立の公正な立場で交渉する際に成立する公正な評価額すなわち公正価値によって表現される。

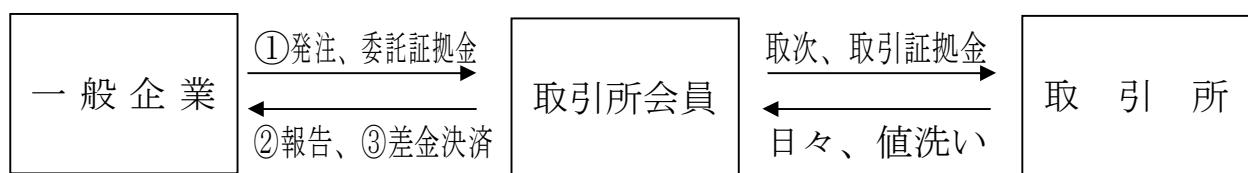
公正価値すなわち時価は、金融商品が市場で取引される場合、そこで成立する価格、市場価格とされ、市場がないときは、合理的に算定された価額とされ、市場価格という概念よりも広い概念が採用されている。

3. 先物取引の会計処理（差金決済）

先物取引とは、商品取引所の規則に従って、**将来のある時点で**買手が商品を受取り、売手は代金を得るという契約である。最終的に現物商品の授受をともなうことなく差額(差金決済)で契約を完了させる。取引所への取引の集中、相対的ではなく市場を相手とした取引、**証拠金制度**が必要である。

一般企業は、委託証拠金を支払い、取引所会員（証券会社など）を通じて取引を行う市場取引である。

決済方法は、原則として取引最終日までに転売又は買戻しによる差金決済で行う。



(設例)

国債先物取引について値洗基準で仕訳を行う。

①国債先物（額面 1 億円）を@¥90 で買建、委託証拠金 300 万円を現金で支払う。

	円	
差入証拠金	3,000,000 / 現	金 3,000,000

②期末時点の時価が@¥92 に上昇した。

先物取引差金	2,000,000 / 先物利益	2,000,000
	1 億円 × (92 円 - 90 円) / 100 円 = 2,000,000 円	

③時価が@¥96 になったときに、反対売買による差金決済を行った。

先物取引差金	4,000,000 / 先物利益	4,000,000
	1 億円 × (96 円 - 92 円) / 100 円 = 4,000,000 円	
現 金	9,000,000 / 先物取引差金	6,000,000
	/ 差入保証金	3,000,000
	1 億円 × (96 円 - 90 円) / 100 = 6,000,000 円	

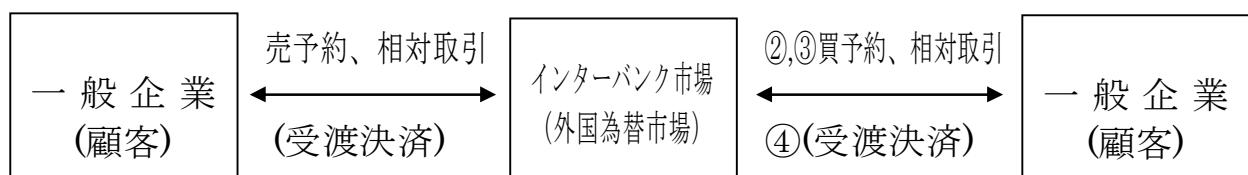
値洗い—信用取引や先物取引で、毎日一定の値段に引き直し、前日の値段との差額を受渡して取引を継続すること。決済時の計算の容易化と相場変動による決済不能の防止。

4. 先渡取引の会計処理（為替予約）

先渡取引(future contract)とは、将来のある時点で買手が特定の価格で、特定の商品を受取り、売手は代金を得るという契約である。最も初歩的なデリバティブ取引である。相対取引、特定商品、差金ではなく受渡決済である。

為替予約（先物為替取引）とは、一般企業と金融機関との間（或いは金融機関相互間）で、将来の一定時点または一定期間内の円貨額等の授受を、現時点で約束する取引をいう。

先物取引とは異なり、差金決済ではなく相対取引であり、受渡決済による。



(設例)

先渡取引について原則処理（独立処理）で会計処理を行う。

会計期間は、1月1日から12月31日までの1年とする。

（輸入日 10月10日）

①原材料10,000ドルを輸入した。

直物相場(spot rete, SR)は1ドル=115円、先物為替相場は1ドル=113円であった。

輸入日(10月10日) 円

仕	入	1,150,000	/ 買	掛	金	1,150,000
			10,000ドル×SR¥115=1,150,000円			

（予約日 11月30日）

②上記の原材料10,000ドルについて為替予約を締結した。直物為替相場は1ドル=118円、先物為替相場は1ドル=114円であった。

為替予約未収金	1,140,000	/ 為替予約未払金	1,140,000
		10,000ドル×FR¥114=1,140,000円	

（決算日 12月31日）

③決算を行う。直物為替相場は1ドル=120円、先物為替相場は1ドル=118円であった。

為替差損益	50,000	/ 買掛金	50,000
		10,000ドル×SR(120-115)=50,000円	

為替予約未収金	40,000	/ 為替差損益	40,000
		10,000ドル×FR(118-114)=40,000円	

(決済日 1月 31日)

④掛代金を小切手を振出して支払った。直物為替場合は1ドル=123円であった。

為替差損益	30,000	/ 買掛金	30,000
	10,000	ドル×SR(123-120)=30,000円	
買掛金	1,230,000	/ 外	貨 1,230,000

為替予約未収金	50,000	/ 為替差損益	50,000
	10,000	ドル×(SR123-FR118)	

外	貨 1,230,000	/ 為替予約未収金 1,230,000
---	-------------	---------------------

為替予約未払金	1,140,000	/ 当座預金	1,140,000
---------	-----------	--------	-----------

①10/10(輸入日) ②11/30(予約日) ③12/31(決算日) ④1/31(決済日)

					ドル
SR	115	118	120	123	
FR	113	114	118		
					計
損益	—	—	△50,000	△30,000	△80,000
	—	—	40,000	50,000	90,000

独立処理

デリバティブ取引等の金融商品の時価評価については、外国通貨による時価を決算時の為替相場により円換算する。従って為替予約が付されている場合でも、外貨取引と為替予約は原則として別個独立に処理される。

振当処理

ヘッジ会計を適用する場合には、為替予約によって確定する決済時の円貨額(先物為替相場)を用いて外貨建取引および金銭債権債務等を評価することができる。このような例外処理を振当処理という。

5. スワップ取引の会計処理

スワップ取引とは、あらかじめ決められた条件に基づいて、**将来のキャッシュ・フローを交換する取引**である。

(設 例)

×1年4月1日に期間3年、10億円の**変動金利借入(利率はTIBOR)**を行なった。同時に、LIBORの**変動金利を受取り、2%の固定金利を支払う想定元本10億円のスワップ契約**を締結した。繰延ヘッジにより処理する。

(注1) LIBORの推移	×1.4.1 2.00%	×2.4.1 2.50%	×3.4.1 3.00%
TIBORの推移	×1.4.1 2.30%	×2.4.1 2.90%	×3.4.1 3.50%
(注2) 金利スワップの時価	×2.3.31 9,637,000円	×3.3.31 9,708,000円	×4.3.31 0円
TIBOR			

(1) ×1.4.1(借入時及びスワップ契約時)

	円	
現預金	1,000,000,000	/ 借入金

(2) ×2.3.31

支払利息	23,000,000	/ 現預金	23,000,000
金利スワップ資産 (資産)	9,637,000	/ 繰延ヘッジ損益 (純資産)	9,637,000

(3) ×3.3.31

支払利息	29,000,000	/ 現預金	29,000,000
現預金 (金利スワップ)	5,000,000	/ 支払利息 (受取LIBOR2.50%-支払固定2.00%)×10億円=5百万円	5,000,000
金利スワップ資産 (資産)	71,000	/ 繰延ヘッジ損益 (純資産)	71,000

(4) ×4.3.31

支払利息	35,000,000	/ 現預金	35,000,000
現預金 (金利スワップ)	10,000,000	/ 支払利息 (受取LIBOR3.00%-支払固定3.00%)×10億円=1千万円	10,000,000
繰延ヘッジ損益 (純資産)	9,708,000	/ 金利スワップ資産 (資産)	9,708,000
借入金	1,000,000,000	/ 現預金	1,000,000,000

6. オプション取引の会計処理

オプション取引とは、将来の一定期日(内)に一定の商品をあらかじめ取り決めた価格で、**買う**または**売る**権利を取引する契約をいう。

買う権利のことを**コールオプション**といい、**売る権利**のことを**プット・オプション**という。買手は売手に対して**オプション料**を支払い、買手は、それを前渡金(買建オプション)勘定で処理し、売手は前受金(売建オプション)勘定で処理する。**先物取引**と似ているが、オプション取引は買った権利を放棄できるという点にポイントがある。

(設 例)

2010.11.1に非上場の株価指数のコールオプションを運用目的で2,000単位購入した。権利行使価格は1,000でオプション料として合計120千円を支払った。

円			
2010.11.1	買建オプション 120,000	/ 現預金	120,000
	(前渡金)		

期末日(2011.3.31)に株価指数は1,100に上昇した。

ただし、ブラック=ショールズモデルを用いてオプション価格を算定すると、1単位当たり155円となった。

2011.3.31	買建オプション 190,000	/ オプション評価損益 190,000
	(前渡金)	

(オプションの期末時価310千円(155円×2,000単位))
であることから評価益190千円(310千円-120千円)となる

2011.4.15 株価指数が1,150に上昇したので、コールオプションを売却した。
売却日にブラック=ショールズモデルを用いてオプション価値を計算すると
1単位当たり200円となった。

2011.4.1	現預金 400,000	/ 買建オプション 310,000
	(前渡金)	
	/ オプション売却益 90,000	

(オプションの売却時価は400千円(200円×2,000単位)である。)

7. ヘッジ取引の会計処理 (Hedging activity)

企業が保有する資産や負債はさまざまな変動リスクにさらされている。デリバティブを用いてこれらのリスクを回避することをヘッジという。ヘッジ会計とはヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ対象にかかる損益とヘッジ手段にかかる損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための処理をいう。

(1) 企業を取り巻くリスク

金利リスク(金利の変動による損失)

為替リスク(為替相場の変動による損失)

株価リスク(株価の変動による損失)

その他のリスク(原油、盗難、災害、競争、その他)



グローバル化に伴うマーケットリスクの増大

(1990年度に至って、金利、為替、株価の変動率はかつての数倍にまで高まった)



ヘッジ(企業防衛の為にリスクを削減する措置)が必要となる



ヘッジとしてのデリバティブの利用



デリバティブ自体が投機のために利用

(2) 意義

ヘッジ取引のポイント

①ヘッジ対象の価格リスクを削減する

②カバーするリスクの範囲は、価格変動、金利変動、為替変動である。

③ヘッジ手段としてはデリバティブ取引を用いる

④ヘッジ取引の種類は2種類ある

公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ

(Fair value hedges, Cash flow hedges)

ヘッジ対象とヘッジ手段、両者の損益を同一会計期間に認識し、ヘッジの効果を財務諸表に反映させるよう処理することにヘッジ会計の基本的意義がある。

(3) ヘッジ会計の設例

(繰延ヘッジ)	先物取引契約時 6/1	決算時 7/31	保有国債売却時 =先物決済時 8/20
			円
ヘッジ対象	保有国債 (その他有価証券) 100	—	98
ヘッジ手段	先物取引	100	97

(繰延ヘッジの仕訳)

6/1	先物契約時	仕訳なし	—	—
7/31	ヘッジ対象 (決算時)	繰延先物差額 (純資産の部へ計上) (98 円 - 100 円) = △2 円(損失)	2 / その他有価証券 2	
	ヘッジ手段	先物取引 (先物取引に係る債権) (100 円 - 97 円) = 3 円(利益)	3 / 繰延先物差額 (利益の繰延=負債)	3
8/20	ヘッジ対象 (売却時)	現預金 有価証券売却損 (国債の売却 96 円)	96 / その他有価証券 4 / 繰延先物差額 2	98 2
	ヘッジ手段	先物取引 (97 円 - 95 円) = 2 円…決算時から売却時までの利益	2 / 繰延先物差額 2	2
		現預金 (ヘッジ手段の決済によるキャッシュの流入)	5 / 先物取引 5	
		繰延先物差額 (ヘッジ手段にかかる繰延利益を実現利益とする)	5 / 先物利益 5	

ヘッジ活動を通じて、ヘッジ対象の損益とヘッジ手段の損益を繰延べることにより、ヘッジ対象の損益の認識時点と合わせて、8/20 同一期間の損益認識となる。

(時価ヘッジ)

6/1 仕訳なし

7/31	ヘッジ対象	有価証券評価損	2	/	その他有価証券	2
	ヘッジ手段	先物取引 (資産)	3	/	先物利益	3
8/20	ヘッジ対象	現預金 有価証券売却損	96	/	その他有価証券	98
	ヘッジ手段	先物取引 (資産) 現預金	2	/	先物利益	2
			5	/	先物取引 (資産)	5

時価ヘッジを採用しているので、8/20 で有価証券売却損と先物利益が相殺される。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
 (会計士受験の良書です。同書を読んで検討して下さい)

問題1 (220)

金融商品会計に関する次の各間に答えなさい。

- 問1 ヘッジ会計を必要としない場合が存在するという意見がある。ヘッジ会計の意義を述べた上で、ヘッジ会計を必要としない場合とはどのような場合か、説明しなさい。
- 問2 デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理について述べなさい。

〈基本問題〉

1. ヘッジ会計の意義を述べなさい。
2. ヘッジの対象について述べなさい。
3. ヘッジ会計の要件について説明しなさい。
4. ヘッジ会計の方法について説明しなさい。
5. デット・エクイティ・スワップの意義を述べなさい。

1. (1)ヘッジ会計とは、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段にかかる損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう。
 (2)ヘッジ対象とヘッジ手段がともに時価評価され、その相場変動等が毎期損益に反映されている場合には、ヘッジ会計を適用する必要はない。
2. 債権者の債権を株式とする取引である。債権者の財政困難の解決として債権者の合意の下、再建計画の一環として行われる。
 債権額の現物出資でもあり、消滅した債券簿価と取得した株式の時価との差額は当期の損益とする。

金融商品会計における時価等の表示

(1)原則として、金融商品についてはB/S科目ごとに、注記する。

①B/S計上額②期末日の時価及びその差額③当該時価の算定方法④デリバティブ取引については、正味計上によりB/S計上額となっていない債権、債務も注記する。

(2)有価証券については(1)に加えて

①売買目的有価証券

- ・当期の損益に含まれた評価差額

②満期保有目的の債権

- ・B/S計上額

- ・当該時価及びその差額

③その他有価証券

- ・取得価額又は償却原価

- ・B/S計上額及びその差額

- ・期中変動額及び損益

④保有目的の変更

- ・その旨

- ・変更の理由

- ・F/Sへの影響の内容

⑤当期中の減損処理を行った旨及び減損処理額

(3)デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

② " されているもの

(4)その他の注記

①金銭債権及び満期がある有価証券は償還予定額

②社債、長借、リース債務等有利子負債については返済予定額

③金銭債務の期末日の時価の表示と利子率による割引金額